

第1章 計画の策定にあたって

1 バリアフリーに関する動向

(1) 国におけるバリアフリーに関する動き

1) バリアフリーに関する法整備等の取組状況

国は、下表に示すように「障害者基本法」を皮切りにバリアフリーに関する法整備等を進めてきました。平成18年には、これまで建物分野と交通分野に分かれていた法律を統合した法律（通称：バリアフリー法）が制定されました。平成28年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。

年次	法整備等の取組状況
1970 (S 45)	「障害者基本法」制定
1983 (S 58)	「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン」策定
1991 (H 3)	「鉄道駅におけるエレベーター及びエスカレーター整備指針」策定
1994 (H 6)	「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者のための施設整備ガイドライン」策定
1994 (H 6)	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」制定
2000 (H 12)	「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」制定
2001 (H 13)	「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」策定
2005 (H 17)	「ユニバーサルデザイン政策大綱」策定
2006 (H 18)	「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」制定
2011 (H 23)	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」改正
2013 (H 25)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」制定
2013 (H 25)	「交通政策基本法」制定
2016 (H 28)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行

2) バリアフリー法の趣旨

平成18年に制定されたバリアフリー法は、高齢者、障害者等の移動や施設の利用上の利便性・安全性の向上を促進することで、公共の福祉の増進に資することを目的としています。

バリアフリー法では、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

また、国民に対して、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性についての理解と協力を求めるなど、心のバリアフリーについても定められています。

(2) 東京都におけるバリアフリーに関する動き

1) バリアフリーに関する条例整備等の取組状況

都は、下表に示すように、バリアフリーに関する取り組みを進めてきました。平成7年には「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、平成15年には「建築物バリアフリー条例」が制定されました。

年 次	条例整備等の取組状況
1976 (S 51)	「都立施設の障害者向け整備要綱」策定
1979 (S 54)	「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」策定
1988 (S 63)	「東京都における福祉のまちづくり整備指針」制定
1995 (H 7)	「東京都福祉のまちづくり条例」制定
1998 (H 10)	「東京都福祉のまちづくり推進計画」策定
2003 (H 15)	「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)」制定
2009 (H 21)	「東京都福祉のまちづくり条例」改正 ※理念をユニバーサルデザインに変更し、整備基準の遵守を義務化
2013 (H 25)	都営バス全てのノンステップバス化が完了
2014 (H 26)	都営地下鉄の全106駅でバリアフリー1ルート確保が完了

2) 建築物バリアフリー条例の趣旨

平成15年に制定された建築物バリアフリー条例は、バリアフリー法第14条第3項の規定により、特別特定建築物^{※1}に追加する特定建築物^{※2}その他必要な事項を定めるものです。

建築物バリアフリー条例では、下記の事項について定めています。

○**義務付け対象の拡大**：バリアフリー法で定める特別特定建築物に加え、共同住宅、学校等の特定建築物にもバリアフリー化を義務付けています。

○**対象規模の引き下げ**：バリアフリー法で定めるバリアフリー化の義務付け対象となる規模(2,000m²)の要件を引き下げ、特別特定建築物の用途に応じて、全ての規模、500m²以上、1,000m²以上としています。

○**整備基準の強化**：バリアフリー法が定める建築物移動等円滑化基準に上乗せし、だれもが利用しやすい建築物に係る経路の規定を強化するとともに、ベビーチェア・ベビーベッドや授乳室といった子育て支援の整備を求めています。

¹ 特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。(バリアフリー法)

² 特定建築物：学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設も含む。(バリアフリー法)

3) 福祉のまちづくり条例の趣旨

平成7年に制定された福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で、安心して、快適に暮らすことや訪れることができる社会の実現を図ることを目的としています。

建築物バリアフリー条例に比べ、対象とする建築物（特定都市施設^{※3}）の用途や規模をより広範に定めるとともに、建築物バリアフリー条例にはない整備項目を設けています。

（3）品川区におけるバリアフリーに関する取組状況

1) バリアフリーに関する事業

これまでバリアフリーやユニバーサルデザインに関わる事業を「やさしいまちづくり事業」と位置づけ、ハード・ソフトの両面から人にやさしいまちづくりを進めてきました。

ハード面では、道路や公園等のバリアフリー化や電線類の地中化、鉄道事業者の可動式ホーム柵等の設置への助成等により、だれもが利用しやすいまちなかの整備に努めており、平成26年2月、東急大井町線の下神明駅でのエレベーター供用開始により、区内40鉄道駅すべてにおけるバリアフリー化経路の1ルート確保が実現しました。

また、ソフト面においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたサイン整備や、まちなかを歩いている途中に腰をおろして休憩できる「しながわお休み石」の設置、安全な歩行空間確保のための放置自転車対策などとともに、「ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動に関する講座」による区民・事業者・区職員の意識啓発を進めています。

2) バリアフリーに関する計画等

①品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱（昭和53年3月）

高齢者や障害者などを含めたすべての区民が、不特定多数の用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、福祉のまちづくりを推進することを目的として、品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱を定めています。

②品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画（平成20年3月）

高齢者や障害者を含むすべての人にやさしいまちをつくるため、平成9年3月に推進計画を策定しました。

平成20年3月に計画の見直しを行い、さまざまな側面からのバリアフリーやユニバーサルデザインの推進に取り組むことを示した「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を策定しました。

③品川区サイン基本マニュアル（平成22年3月）

ユニバーサルデザインの考え方や新しい技術・素材、景観の観点や持続可能なサインの管理などの要素を加え、「品川区街のサイン基本マニュアル」を改訂した新しい「品川区サイン基本マニュアル」を策定しました。

³ 特定都市施設：病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設のうち、東京都規則で定める種類及び規模のもの。（福祉のまちづくり条例）

④工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインガイドライン（平成24年度）

推進計画の重点事業である「工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインのルールづくり」のため、工事中における「歩行者（車いす利用者等を含む）」の安全を確保するために施工業者が講ずべき対応について示したガイドラインを作成しました。

⑤品川区まちづくりマスターplan（平成25年2月）

「品川区まちづくりマスターplan」のまちづくりの目標の一つとして「すべての人にやさしい便利で安全な交通・歩行環境の整備」を掲げ、すべての人にやさしいまちづくりをめざすことを示しています。

⑥品川区大井町駅周辺地区バリアフリー計画（平成27年3月）

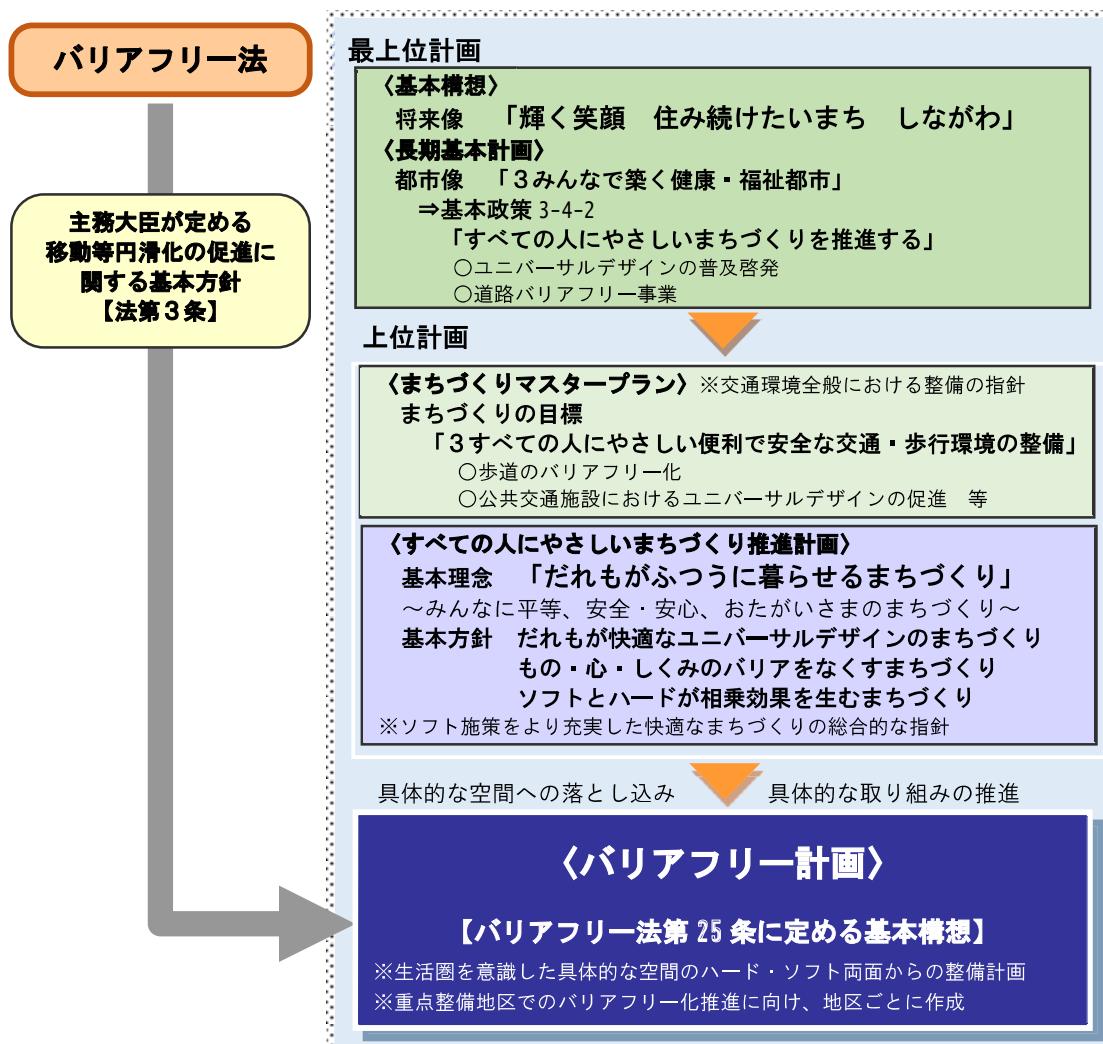
すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現に向け、一体性・連続性のあるバリアフリー化を推進するため、まずは都市活性化拠点の一つである大井町駅周辺を重点整備地区に設定したバリアフリー計画を策定しました。

また、このバリアフリー計画において示した特定事業の計画的かつ着実な実施に向け、平成27年12月に特定事業計画を策定しました。

2 品川区におけるバリアフリー計画の趣旨

(1) 計画の位置づけ

品川区におけるバリアフリー計画とは、区の最上位計画である基本構想・長期基本計画や、上位計画であるまちづくりマスターPLANやすべての人にやさしいまちづくり推進計画に示されている内容を踏まえ、バリアフリー法第25条に定められている基本構想として、バリアフリー法第3条の「移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、移動等円滑化基本方針）」に基づき策定するものです。



（2）基本目標と基本方針

バリアフリー化を進めるためには、基本構想や上位計画におけるバリアフリーに関する考え方を踏まえたうえで、区民・事業者・区などの各主体が目標を共有し、一丸となって取り組むことが必要です。

そのため、以下に示す基本目標を掲げるとともに、その目標を達成するための基本的な方針を設定します。

1) 基本目標

「すべての人にやさしい 安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」

本計画では、安全で歩きやすい歩道や通路の整備、人々の生活に特に関わりの深い施設におけるユニバーサルデザインの推進、施設ごとのアクセス環境の整備、困っている人がいたら助けあえる関係性の構築などにより、徒歩や車いす、ベビーカー利用者をはじめとするすべての人々にやさしい、安全で、だれもが安心して快適にゆったりと回遊できるまちなかを実現することを基本目標とします。



2) 基本方針

① 区全域におけるバリアフリー化をめざした段階的な取り組みの推進

まずは、不特定多数の人が訪れる区内の拠点となる地区などから面的な整備を実施し、その成果や課題をフィードバックしながら、段階的・継続的に周辺地区へと取り組みを広げ、将来的には、区全域におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化により、すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかを実現することをめざします。

また、バリアフリー化を推進するとともに、新たに整備する施設等についてはユニバーサルデザインの考え方を基本とします。

② 区民・事業者等との協働による取り組みの推進

面的なバリアフリー化を進めるためには、区だけでなく、道路や公共施設を管理する国や東京都などの行政機関、民間施設の管理を行う民間事業者など、関係するすべての主体の積極的な取り組みが必要です。

また、整備された空間をすべての人が利用しやすくするためには、利用する人、一人ひとりの協力も必要になります。

そのため、区民・事業者・区・その他行政機関などのすべての主体の協働による取り組みを推進します。

③ 心のバリアフリーの推進

駅や建物、道路などのハード面のバリアフリー化をいかに進めようと、すべての人にとって完全にバリアフリーな空間を作り出すことはできません。だれもが安心して暮らせる真にバリアフリー化されたまちの実現には、その空間を利用する人々が、互いを理解し、尊重し、支えあえる関係を形成することが非常に重要となります。

そのため、区が取り組んでいる支えあいのまちづくりのための「おたがいさま運動」(p.35 参照)をさらに強化し意識啓発に努めるとともに、支えあいのまちづくりにつながる区民や事業者など各主体の自発的な取り組みを積極的に支援し、「心のバリアフリー」を推進していきます。



おたがいさま運動の普及啓発

(3) 計画で定める事項

バリアフリー計画では、以下の事項を定めます。

1. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
2. 重点整備地区の位置・区域
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
5. その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(4) 品川区におけるバリアフリー計画の今後の展望

基本方針①「区全域におけるバリアフリー化をめざした段階的な取り組みの推進」に基づき、重点的にバリアフリー化を推進する地区（重点整備地区）を順次設定する地域を増やし、当該地区的バリアフリー計画を策定することで、着実なバリアフリーの推進を図ります。

平成27年3月に設定した「大井町駅周辺地区」や本計画に基づく「旗の台駅周辺地区」での取組状況や効果等を踏まえつつ、将来的には策定する地区を増やし、それぞれの地区との連携を図りながら、区全体のバリアフリー化の推進を展開させていきます。

また、策定した計画についても、必要に応じて見直しを行うことでスパイラルアップを図り、継続した取り組みを進めていきます。